平成２３年（フ）第１３７号
静岡県駿東郡長泉町竹原３番地の１　セジュール31―203号
債務者　水谷　千文
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
静岡県裾野市岩波44番地
債務者　柏木　博明
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
静岡県伊豆の国市御門367番地の６　雇用促進住宅２―205号
債務者　古瀬美智子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
静岡県御殿場市新橋1889番地　二反田ハイツ105
債務者　岩間　麻里
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
静岡県田方郡函南町塚本344番地　ハットリＢＬＤＧ―302、前住所神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南５丁目26番49号　全日空港北寮
債務者　西俣　靖子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
静岡県沼津市西沢田274番地の１　リブセ沼津フレグランスモール802
債務者　上杉　憲史
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
静岡県沼津市大岡3223番地の16
債務者　北本　千佳
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
静岡県駿東郡清水町長沢588番地　マンションイズミヤ588―203号
債務者　瀬川　君成
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
愛知県犬山市大字羽黒字川原口54番地　ガーデンコート犬山405
債務者　田口　暢泰
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３０号
京都府綾部市岡町堺30番地の１　コーポラス岡201号
債務者　西濱友里枝
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
仙台市若林区大和町５丁目32番９―1202号
債務者　境井日佐子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
仙台市青葉区錦町１丁目７番７―301号、従前の住所仙台市宮城野区新田５丁目７番23号かすみ草10
債務者　金野　孝宏
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
仙台市太白区柳生２丁目10番地の７　トゥインクルＳＴ・Ⅱ―102
債務者　鈴木　克枝
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２１号
宮城県名取市小山３丁目１番12号
債務者　菅原　利文
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
宮城県岩沼市藤浪１丁目２番28号
債務者　及川　　章
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
仙台市青葉区宮町１丁目４番３―202号
債務者　佐々木和子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５５号
仙台市若林区上飯田３丁目25番６―２号、従前の住所仙台市若林区上飯田３丁目33番29号ソレイユパルクⅡ―101
債務者　石田　一成
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係